特定販売関係事項を記載した書類

法第4条第3項第4号ロ、第9条、省令第1条第4項、第15条の14関係

|  |  |
| --- | --- |
| ①特定販売を行う際に使用する通信手段 | □電話　□Fax　□郵便　□電子メール　□テレビ電話□その他＜　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　＞ |
| ②特定販売を行う医薬品の区分 | □第1類　　□指定第2類　　□第2類　　□第3類　　□薬局製造販売医薬品（薬局のみ） |
| ③特定販売を行う時間 |  |
| ④営業時間のうち特定販売のみを行う時間がある場合はその時間※該当する場合は⑧を記入してください |  |
| ⑤広告の手段 | □チラシ　　□郵送　　□カタログ　　□電子メール　□インターネット　□その他＜　　　　　　　　　　　　＞□その他＜　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　＞ |
| ⑥特定販売を行うことについての広告に、申請書に記載する薬局の名称と異なる名称を表示するときは、その名称 | ・　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| ⑦特定販売を行うことについてインターネットを利用して広告するとき | 主たるホームページアドレス、パスワード（必要な場合）・　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　＜パスワード：　　　　　　　　　　　　　　　　＞　　　・　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　＜パスワード：　　　　　　　　　　　　　　　　＞　・　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ＜パスワード：　　　　　　　　　　　　　　　　＞　※概要を確認できる次の紙媒体を添付することア．店舗名称の表示ページ　イ．医薬品の表示ページ　ウ．掲示事項の表示ページ |
| ⑧保健所設置市等が特定販売の実施方法に関する適切な監督を行うために必要な設備の概要※④に該当する場合のみ記載してください | □電話＜番号：　　　　　　　　　　　　　　　　＞　　□電子メール＜アドレス：　　　　　　　　　　　＞　□デジタルカメラ□デジタルカメラで撮影した画像を電子メールに添付して電送するための設備（ケーブルなど） |
| ⑨備　考 | □注文を受領する機器は許可エリア内にある□情報提供等を行う機器は許可エリア内にある※店舗の平面図を添付すること |